

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年8月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 工事件名

鳥羽水環境保全センター 多段炉設備解体（その5）工事

### (2) 工事概要

|                  |    |
|------------------|----|
| ア 排煙処理設備の撤去      | 一式 |
| イ 排煙処理設備排煙ダクトの撤去 | 一式 |
| ウ 基礎類の撤去         | 一式 |
| エ 汚泥焼却炉電気設備の撤去   | 一式 |
| オ 排煙処理電気設備の撤去    | 一式 |
| カ 基礎類の撤去         | 一式 |

### (3) 工期

契約の日から平成22年3月15日まで

### (4) 工事場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森 地内

### (5) 工事实施方法

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）による共同施工方式とします。

## 2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 平成21年度の京都市上下水道局競争入札有資格者名簿（工事）に登録されていること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 共同企業体として下記3に定める条件を満たしていること。

### 3 共同企業体に関する事項

- (1) 共同企業体は、代表構成員と構成員の2社で結成するものとします。

- (2) 構成員の資格条件

ア 代表者となる構成員は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）（以下「経営結果通知書」といいます。）における「機械器具設置工事」の種目の総合評定値が1,000点以上であり、かつ、平成6年度以降に、国内において、単独若しくは共同企業体の代表者として、炉本体を自ら設計及び製作し、終末処理場において1炉当たりの処理能力が1日当たり75トン以上の汚泥多段炉又は汚泥流動炉を解体（「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日基発第401号の2厚生労働省労働基準局長通知）に基づく解体）及び設置の施工実績（元請によるものに限ります。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場

に専任で配置した場合に限ります。

イ 代表者以外の構成員は、経営結果通知書の「土木一式工事」の種目の総合数値が950点以上であり、本市の区域内に主たる事業所（本社等）があること。

ウ 建設業法の定めるところにより、次に掲げる基準を満たす監理技術者を配置できること。

(ア) 監理技術者を専任で配置すること。

(イ) 監理技術者については、この工事に対応する1級施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ウ) 配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

また、落札後において、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします（工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はありません。）。

(エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

### (3) 共同企業体における構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることできません。

### (4) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とします。

### (5) 共同企業体における出資比率

構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であることとします。

なお、出資比率の下限は、25パーセントとします。

## 4 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員として次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除きます。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成21年8月28日(金)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の上下水道局ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

6 競争入札の参加資格の確認手続

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。)を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 施工実績調書

ウ 経営結果通知書(写)

エ 添付書類

上記3(2)ウの(イ)、(ウ)及び(エ)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出期間

ア 提出期間

この公告の日から平成21年8月28日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」といいます。)を除きます。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

イ 提出場所

## 上記 5 (1) の場所

### (3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成 21 年 9 月 3 日（木）に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受けとることとします。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

工事の設計書及び図面については、平成 21 年 9 月 11 日（金）までに株式会社平安光業（京都市中京区丸太町烏丸西入常真横町 187 番地 電話 075—231—1177）及び株式会社中央精器（京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町 396 番地 電話 075—871—8400）において有償にて配布しますので（配布する時間帯は、午前 9 時から午後 5 時までとします。）、入札参加資格通知書兼競争入札通知書を持参してください。この参加資格の確認の通知日から平成 21 年 9 月 11 日（金）までの期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができません。

### (4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者（上下水道局長）（以下同じ。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成 21 年 9 月 8 日（火）までに、上記 5 (1) の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成 21 年 9 月 10 日（木）までに当該説明を求めた者に対し、書面により回答します。

### (5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認めた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げる者のほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

## 7 入札の実施日及び実施場所

### (1) 実施予定日

平成21年9月30日(水)

### (2) 実施予定場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

## 8 入札方法

(1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとします。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(3) 代表者以外の者(以下「代理人」といいます。)が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は必要としません。

(4) 本件入札においては、低入札価格調査制度による入札を行いますので、入札は入札時に入札金額に対応する積算内訳書を提出するものとします。

なお、積算内訳書には、工事件名及び工事場所、会社の住所又は所在地、商号又は名称、代表者(又は受任者)の役職及び氏名を記載し、登録印を押印すると

ともに表紙をつけるか、会社名を記載した封筒に封入、封かんすることとします。

(5) (4)の積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

(6) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとします。

## 9 落札者の決定方法及び低入札価格調査

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」といいます。）は、同制度による調査を実施しますので、2日後（休日を除きます。）の午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を上記5(1)の場所に提出しなければなりません。

低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行います。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行いません。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、上記5(1)の場所において掲示しています。

## 10 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とします。



## 11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 要
- (5) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)